

監査公告第10号

住民監査請求に係る監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に基づく監査の結果を決定したので、別紙のとおり公表する。

令和4年12月7日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

住民監査請求に対する監査結果

1 請求の受付

本件請求書は、令和4年10月11日に受付した。

2 住民監査請求人 1人 (住所 : 加賀市 氏名 : 省略)

監査請求書及び証拠書類に記載された内容を勘案し、請求の趣旨を以下のように理解した。

3 監査請求の要旨

加賀市橋立町の重要伝統的建造物群保存地区内にある宗教法人真宗大谷派「福井別院橋立支院」の建造物（以下、「橋立支院」という。）に関して、令和元年8月に修理及び修景の補助金交付申請がなされたが、申請に用いられた契約書とは別の契約書の存在が明らかになるなど不可解な事実が分かった。よって補助事業の申請の手続き、交付決定の過程に瑕疵があり、令和元年8月30日決定の当該補助金交付は違法であるから、手続きの確認及び補助金交付の取り消しを含めて監査を求める。（地方自治法第242条第1項）

4 請求の基礎

(1) 橋立支院の御殿修理事業について、補助金交付に必要な工事請負契約書や見積書等の関係資料とは別に、金額の大きい同種の書類を入手し証拠書類として提出しており、補助金交付申請者が市に提出した交付申請の経費に正当性はなく虚偽の申請である。

よって市が行った補助金の交付は違法な公金支出であるから、市は本件交付決定を取消して補助金の返還を請求すべきである。（加賀市補助金交付規則第5条、第17条、第18条）

(2) 補助金交付申請者（関係者含む）と市の担当職員の打ち合わせ記録（令和元年6月25日付）を入手し証拠書類として提出しており、その時点での工事見積額が1,350万円で、市からの補助金が400万円上限となっていることで、橋立町の負担額が予算を超えてい

るため、工事の延期も含め市と相談すると記されている。一連の補助金交付申請は令和元年8月26日に提出されており、2か月の間にどのような協議がなされたのか疑問に感じる。申請者と市の担当職員が共同で不法行為を行ったのではないか。監査と措置を求める。

5 請求の証拠書類

① 加賀橋立伝統的建造物群保存地区保存整備事業

・令和元年8月26日付申請 橋立支院の御殿の修理

ア) 補助金交付申請書 [請求資料7関係]

イ) 工事請負契約書 他(請求書、領収書、見積書3社)各1件 [請求資料2関係]

ウ) 設計・工事監理業務委託契約書 他(請求書、領収書) [請求資料4関係]

・令和元年8月26日付申請 橋立支院の御殿の修景

エ) 補助金交付申請書 [請求資料7関係]

オ) 工事請負契約書 他(請求書、領収書、見積書3社)各1件 [請求資料3関係]

カ) 設計・工事監理業務委託契約書(見積書、請求書、領収書) [請求資料5関係]

② 上記①イ・ウと同じ工事名で金額の異なる工事請負契約書 他(請求書、領収書、見積書3社 [請求資料1関係]

③ 令和元年6月25日付 橋立支院御殿修理工事の打ち合わせ(会議録) [請求資料8関係]

④ その他参考資料 一式

以上につき、令和4年10月11日に請求人から住民監査請求書を受け付け、監査を実施し以下の結果を得た。

6 監査の結果

I 監査請求の対象

本件監査請求における財務会計上の行為は、令和元年8月26日付補助金交付申請、同年8月30日補助金交付決定の橋立支院御殿の修理及び修景の補助金支出行為である。内容の審査の前に当該請求が監査の対象になり得るか検討する。

住民監査請求の対象となる財務会計上の行為は、地方自治法(以下「法」という。)第

242条第2項において、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときはこれを行うことができないと規定されている。この趣旨は住民に保証された監査請求権といえども、適宜、過年度に亘る監査請求権の行使を許せば、証拠収集の困難や信憑性に疑義がでることもあり、何よりも継続的になされてきた財務会計上の行為の信頼を損ねることが考えられ、結果、住民の行政に対する信頼性が失われることにもなる。これは住民の利益のために保証された権利が住民の不利益を生じさせることにもなりかねず、為に住民の権利行使に一定程度制限を加えたものである。

一方、同条同項ただし書きにおいて、「正当な理由」があるときは、例外として1年を経過した後であっても監査請求を行うことができるとされている。これは、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査しても、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができないと考えられる場合には、1年経過後であっても、その行為を知ってから相当な期間内に監査請求をした場合に「正当な理由」があるものとして許されているということである。(最高裁平成14年9月12日判決)

以上の観点から本件請求をみると、まず、はじめに、本件監査請求の提出が令和4年10月11日であることから、本件監査請求の対象である令和元年8月26日付補助金交付申請、同年8月30日補助金交付決定の橋立支院御殿の修理及び修景の補助金支出行為は、令和3年10月10日以前になされた財務会計上の行為であり原則として住民監査請求の対象にならない。

次に、監査請求しなかったことに「正当な理由」があったかが、問題となる。これに関しても本件請求人は令和2年7月28日に当該財務会計上の行為を対象とし既に住民監査請求を提出しており、当該財務会計上の行為の存在及び内容を一般市民より熟知していたと考える。したがって、当該行為の不知につき「正当な理由」の存在は認められない。

その上で、請求人は補助金交付申請人の申請手続きにおける資料提出等を虚偽の資料提出で不法行為としてその違法性を問題にしているが、申請人に補助金交付申請過程で市に対する欺罔行為ないし不法行為等違法な行為があったかどうかは、司法手続きでその判断をすべきであり、住民監査請求の過程で判断すべきものではないし、監査委員はその能力も権限もない。また、法第242条第2項ただし書きの「正当な理由」の有無の判断は、違法もしくは不当な公金支出の存否についての不知であり、申請人の申請過程における違法行為を裏付ける新たな証拠の存否についての不知ではない。本条は先に述べたとお

り財務会計上の行為の法的安定性を法益とするもので、ただし書きは住民に保証された監査請求権との関係で、既に完結している行政手続きの安定よりも市民の利益及び公共の利益の観点から、例外的に住民の監査請求権を優先させる場合を定めたものであって、不知の対象となる行為は行政秩序を形成する財務会計上の行為に限られる。

II 結論

以上により、本件住民監査請求は法の定める請求期限を経過しており、監査の対象にはならず却下する。